

論
說

横井小楠の「血統論」について

内 藤 俊 彦

一 「沼山閑居雜詩」の作成事情

横井小楠の漢詩文集「小楠堂詩草」に「沼山閑居雜詩」と題して、元来一〇首あつた連作のうちの七首が収められている。⁽¹⁾概ねは、君主の理想像、とりわけ君主の天職を詠うものである。そしてこの連作の冒頭に位置する詩は、とりわけ君主の世襲制を否定したと解釈されている詩句によつて有名であり、それ故にまた世襲的君主としての天皇に対する小楠の思想的位相の解釈を廻つて、古くから彼に対する毀誉褒貶が集中するところでもある。本稿ではこの連作の冒頭の詩を取り上げて、小楠の抱いた理想的な君主像の一端を明らかにしたい。

本論に入る前に、予備的作業としてこの連作の作成時期について検討を加えておきたい。「沼山閑居雜詩」には小引が附してある。連作作成の背景を知るために、まづ以下にその訓み下し文を掲げる。

予の居を沼山に移してより、客は日に以て疎く、事は日に以て略にして、讀書治園の外、山に遊び水に遊び、真に適況なり。今春適ま微恙を得て門を出でざること累日、古今の事に感有り、輒ち五言古十首を作る。要は皆平生の意を写して、鍊琢を為すに及ばず。疎鹵有る所以なり。題して沼山閑居雜詩と曰う。

冒頭の「予自移居于沼山」は、徳富蘇峰・長野忠次の作成した「小楠堂詩草」の『複製版』によれば、「沼山閑居既經三歳」が見せ消しにされて、その右脇に旁書されたものである。年譜に徴するに小楠が熊本城下の相撲町から居を郊外の沼山津（ぬやまづ）に移したのは、安政二年五月であつた。⁽²⁾それから「經三歳」とは、計算の仕方によつて、安政四年春ないしは安政五年春ということになるが、山崎正董及び松浦玲は「安政四年春」と考証している。⁽³⁾しかし私には翌年の可能性の方がより高いように思われる。

山崎正董が連作作成の時期を「安政四年春」とする根拠は、この年の旧暦五月一三日に沼山津を訪れた福井藩の村田氏寿が帰藩するに際して、小楠が連作中の一首を書き与えたものが福井の村田家に残されている事実である。⁽⁴⁾松浦はこの事実に加えて、「安政五年三月の作であることが明らかな詩との間に秋の句がはさまっている」ことを根拠として⁽⁵⁾いる。

小楠が村田に与えた詩は、「君臣 尊卑殊なるも、情は則ち友朋の如し。相信して相疑わず、未然に互いに勸懲す。

盛んなるかな唐虞の際、君臣の道 議親しむ。満廷吁咈の声、治化は日の昇が如し」である。

この詩に盛られた思想は、小楠が嘉永五年に福井藩要路に提出した意見書（「学校問答書」）の思想に等しい。たとえば「三代の際道行候時は君よりは臣を戒め、臣よりは君を敬め、君臣互に其非心を正し、夫より万事の政に推し及、朝廷の間欽哉戒念哉懋哉都兪吁咨の声のみ有之候」、「是其分を申せば君臣（中略）にて候へ共、道の行れ候所は朋友講学の情誼にて、所謂学政一致二本なきと申すは此にて有之候」⁶などの一節は、右の詩の小楠自身による注釈と言つてもよい。「小引」で「平生の意を写した」と述べている所以であろう。

ところでこのように考えれば、「沼山閑居雜詩」のすべてが、安政四ないしは五年春、「微恙を得て門を出でざる」際に一気に作られたと考える必要はない。あるものについては想が、また他のものについては稿が、既に徐々に形を為していて、小楠がそれらの想と稿とを、新作をも加えて、微恙による閑暇の折に「沼山閑居雜詩」として纏めた可能性も否定できない。「平生の意を写す」とはそのようなことをも含むであろう。それ故、安政四年に村田に「君臣尊卑殊」の詩を書き与えたことが、連作としての「沼山閑居雜詩」制作の時期判定の決定的な根拠にはならないように思われる。むしろ、連作の内容と周辺の史料の検討から制作時期を推定すべきように思われる。

次に、松浦の掲げる根拠であるが、「安政五年三月の作であることが明らかな詩」とは「和田子敏見寄韻」一首を指して言うのであろう。次の「秋の句」は「和田茶陽韻五首」を指していると思われる。この連作中の少なくとも二首は詩句によつて秋の句であることが明白である。

因みに前掲の「複製版」では「沼山閑居雜詩」の次に「後沼山閑居雜詩」と題が記され「小引」に「余前きに沼山閑居雜詩十首を作る。或もの云わく、僅々十首、奚んぞ能く古今の事を尽くさんやと。乃ち又十首を作り足らざ

るを補う。題して後沼山閑居雜詩と曰う」（原 漢文）と書かれ、全体が塗抹されている。その後が続いて「到處春山雨似絲」の句を含む「送桜井純藏帰郷」が載せられ、次に前掲の「和田茶陽韻五首」と「和田子敏見寄韻」一首が記されている。

「和」は「和韻」、他人の詩と同じ韻を使用して詩を作ることである。「田茶陽」の「田」は元田の姓を中国風に一字に修したのである。物部氏荻生徂徠が「物徂徠」あるいは「物茂卿」と自署する、あるいは他称される、がごときである。「茶陽」は元田永孚の号である。次の詩の「子敏」は字のように見える。この詩の内容から判断すれば、小楠が元田の詩に和して作ったものとするのが最も自然であるように思われるが、彼の字は「子中」が知られており、号として「子敏」は未見であるから、「子敏」を元田とすることは難しい。むしろ姓に田字を含む、小楠の思想に極めて近い別人を想定するべきであろう。熊本藩内に該当者は見当たらないように思う。福井藩に対象を広げれば、村田氏寿、吉田東篁などが考えられるが、前者の字は「子慎」、後者のそれは「士行」であり、両者共に「子敏」の号は知られていない。小楠の沼山津の塾舎に「四時軒記」を寄せた佐賀藩の田中虎六郎も考えられるが、同様に彼の字号として「子敏」は知られていないから、田中と同定することもできない。因みに、小楠は「田中虎六爲吾作四時軒記賦七古一篇爲謝」で、田中を「田君」と呼んでいる⁽⁷⁾。

元田永孚の自伝に、越前藩に招聘された小楠が安政六年正月に一時帰郷した際に、元田邸などで三昼夜に亘って⁽⁸⁾ 歎を尽くしたこと（元田はこれを「三昼夜ノ会宴」と呼んでいる）、その際小楠が元田の詩を称揚したことが述べられ、元田の詩三首が記されている。この内の二首は次の詩である。「尹志顔仁長ニ自楽。忽聞ク徵命ノ衡門ニ到ルヲ。久ク憂フ民ノ庸儒ニ誤ラ被ルヲ。果識ル天此ノ叟ヲ言ハ令。洞ニ吾心ヲ關テ欧亞ヲ一ニシ。大ニ斯道ヲ明テ

乾坤ヲ正サン。龍驤豹變功成ルノ後。帰り臥セ山蒼水碧ノ村、並びに「首ヲ仰レハ 銀台 雲正ニ愁。況ヤ佳節ニ逢テ又憂ヲ添フ。微々トシテ未タ耀カ初弦ノ月。颯々トシテ還タ風フク落葉ノ秋。魯國樂正子無キニ非。宋王独薛居州ヲ奈ン。大枝巨幹本根ノ地。扶翼当ニ第一流ニ由ル」。

前者の詩について元田は「微命ニ応スルヲ喜フノ詩モ先生ノ心ヲ得タリトシテ余ニ書セシメ幅ニ装シテ帰来ノ日ヲ待タシメタリ、其詩ニ云」としてこの詩を掲げているから、小楠の福井行の餞として（出立は安政五年三月二日ないしは一三日）作られたのである。後者については「餘暇漫吟中銀台ノ詩ヲ特ニ賞シテ其韻聯ニ至テハ意思含蓄句調渾厚妙ニ至レリ」とこの詩に対する小楠のこの時の称揚の語を、元田は小楠に対する敬愛を籠めて書添えている。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾そして右の二首の詩のうち、前者の字句の一部が「和田子敏見寄韻」に取り入れられており、後者に和韻した小楠の詩が「和田茶陽韻五首」の中に含まれている。⁽¹¹⁾

ところで前引の元田の証言によれば、後者の「銀台」の詩は彼の「餘暇漫吟」中のものであるが、これは安政四年中に作られた彼の詩集である。この年の閏五月に父親が発病し、元田は年末の父の病没まで看病に付ききりになる。元田はこのことについて「余其発病ヨリ乃心竊ニ自決シ父君ノ側ヲ離ス私ノ用事ニ門ヲ出テス唯父君ノ心氣ヲ安樂ナラシメンコトヲ期スルノミ」と書いている。⁽¹²⁾然るに八月に入って病勢がやや衰えて藩公に謁見できるまでに回復した。元田の自伝には「父君ノ病ヲ療シテ月ヲ遂テ順快シ八月ニ至テ一タヒ公ニ朝スルコトヲ得タリ此時一家ノ歎喜言フヘカラス余餘暇漫吟ヲ賦シテ此際ノ情懷ヲ述ヘタリ」と書かれてある。⁽¹³⁾その後一二月二日に病革まり、元田の喪が明けたのは翌年の一月二一日であった。⁽¹⁴⁾

以上、元田の「餘暇漫吟」に少しく拘ったのは、元田側の事情からして、安政四年中に元田と小楠との間に詩の

応酬があったとは到底考えられず、小楠が「餘暇漫吟」を見たのは元田の忌み明け後の安政五年一月下旬以後であった蓋然性があることを明らかにしたからである。従って、小楠の「和田茶陽韻五首」が作られたのは安政五年春であり、この中の「秋の句」は、あるいは元田の秋の句に呼応して読まれたものであり得るとしても（前引の通り、仲秋八月に「餘暇漫吟」の少なくとも数首が読まれている）、秋に作られたものとは考えられないのである。他方、熊本藩政府が小楠招聘を応諾したのが安政五年二月一九日、小楠に福井行を命じたのは二月二十九日である。元田が前引の詩を餞たのは二月二十九日（あるいは、招聘応諾の内意が小楠に伝えられた日）後間もない時期であると考えられる。というのは、次に見るように、「田子敏」なる人物から小楠に元田の詩句を含む詩が寄せられたと思われる、小楠がそれに和韻しているからである。元田の詩はこの間に小楠のグループに広く知られるようになったと思われる。

さて、「和田子敏見寄韻」は次のような詩である。「十首の閑吟所思を写す。更に五首を吟じて素心披らく。進んで尹志を成じて大いに世を経し。退いて顔仁を養い総じて私を省みる。否泰惟れ天 吾與にせず。行藏命有り独り之れに安んず。平生の心事誰に向つてか説かん。一に任ず人の虚学の児と呼ぶに」。

「十首閑吟」と「更吟五首」は、それぞれ「沼山閑居雜詩」と「和田茶陽韻五首」を指している。またこれによって、塗抹された「後沼山閑居雜詩」の「小引」に言う、小楠に「沼山閑居雜詩」の続吟を懇憑した「或もの」は元田永孚であると推定してよい。小楠はこの一五首で日頃の思（「素心」）を述べ尽くしたと言っているのである。では小楠の「素心」とは何か。明君があれば用いられて、聖人王殷成湯王の賢臣伊尹の志の完成を期し、用いられなければ、陋巷に隠れて徳を修め師に「德行には顔淵」と称された孔子の第一の高弟顔回の仁を養うこと。そして「否

泰」(仮に、運命の変転窮達としておく)と「行蔵」(「否泰」に応じた自己の進退)とを天命と観じて、それらに心を動かされない。これが小楠の「素心」である。

「顔仁」については暫く置いて、ここでは「尹志」⁽¹⁵⁾の内容を吟味しておく必要がある。『孟子』「万章 上」に、成湯に三度請われて出盧を決意した伊尹の言葉、「我吠畝の中に処り、是れに由りて以て堯舜の道を楽しまんよりは、吾豈是の君をして堯舜の君たらしむるに若かんや。吾豈是の民をして堯舜の民たらしむるに若かんや。吾豈吾が身に於て親しく之を見るに若かんや。天の此の民を生ずるや、先知をして後知を覚さしめ、先覚をして後覚を覚さしむ。予は天民の先覚者なり、予將に斯の道を以て斯の民を覚さんとす。予之を覚すにあらざれば而(則)ち誰ぞや」⁽¹⁶⁾を伝えてゐる。しかし「尹志」は成湯の事業に参画しようとする賢人宰相の政治理念の一般的な宣言に止まるものではなかつた。それはこの理念の実現を阻むものに対して執らるべき手段をも含むものであつた。

上の『孟子』「万章 上」の文章は続けて、「湯に就きて之に説くに、夏を伐ち民を救うべきを以てす」と、宰相に就任した伊尹が成湯に夏王朝最後の暴君桀の放伐を勧めたと語っている。また、『孟子』「尽心 上」は「賢者の人臣爲る、其の君賢ならざれば則ち固より放つべきか。孟子曰く、伊尹の志あらば則ち可なり。伊尹の志なくんば則ち兼えるなり」と、「伊尹之志」についての孟子の論評を記している。この孟子の論評の背後にある「事実」は次の通りである。成湯没後、長子の太丁は既に死し、湯を嗣いだ太丁の弟の外丙・仲壬も幾許もなくして没した。跡を継いだ太丁の子太甲は成湯の定めた典刑を破り覆した。そこで伊尹は彼を成湯の靈廟の置かれた桐の地に追放した。「太甲 過を悔い、自ら怨み自ら艾(治)めて、仁に処り義に遷ること三年、以て伊尹の己を訓しえしを聴く。復た亳に歸る」(『孟子』「万章 上」⁽¹⁷⁾)。すなわち、「伊尹之志」とは、その理念の成就のためには、不徳の君主(こ

ここでは、桀と大甲を共に含むであろう）を廢位して追放すること、あるいは放伐を敢えてすることを含んでいたのである。

小楠の越前行に餞する元田の詩は、「顔仁尹志」の直接的言及は勿論であるが、「忽聞徵命到衡門」（「衡門」は隱者の隠れ住む庵の門）・「果職天令此叟言」と、越前に賓師として赴く小楠を成湯の聘幣に応じて出廬する伊尹に擬していることは明らかである。元田の「顔仁尹志」に觸発されて「沼山閑居雜詩」一〇首が作られたのか、あるいはその逆であったのかは、俄に結論を下し難いが、推測するに事情は次の通りだったのであるまいか。

「沼山閑居雜詩」を示された元田が、これを「僅々十首、奚んぞ能く古今の事を尽くさんや」と評しながら（このような率直な意見を彼に向かって吐露でき、小楠もまた率直に聽従する人物は、小楠の周辺で元田を措いて他にない）、ここに小楠の滴々たる「尹志」を讀取って、「顔仁尹志」の詩句を含む詩を送った。他方小楠は、元田の評語に觸発されて、一度び「後沼山閑居雜詩」の創作を志して果たさず、最終的に、元田の「餘暇漫吟」中の幾首かに和韻する形で「素心」を「披」らいたのである。

「閑居雜詩」という控えめの表題とは裏腹に、この連作は内容上は、彼の人生の展望が越前招聘によって広々と開け放たれたことによる前途への大きな抱負を讀み取ることができる。このことは、「酒失」による逼塞で人生の展望が閉ざされ、頻りに閑居の思に屈託した時期の鬱屈した詩の世界と比較すれば自ずと明らかになる。閑居に屈託して「戀關心如臥櫪馬」と詠んだ彼の「戀關心」が、今や松平慶永という「名君」を得て、「櫪」を脱して猛然として千里の彼方に駆け向おうとしている、と評すべきであろうか。⁽¹⁸⁾

以上は要するに、幾つかの事実の確認とそれらの解釈に基づいた推測である。これに反する事実が明らかになっ

た場合にはこの推測は直ちに撤回しなければならない。推測の要点は次の通りである。「沼山閑居雜詩」・「和田茶陽韻五首」並びに「和田子敏見寄韻」は思想的には一体の作品として理解しなければならない。少なくとも、作者である小楠は、そのようにこれらを理解していた。そして「沼山閑居雜詩」に限って見れば、それらの詩を「尹志」（「是の君をして堯舜の君たらしめ」、「是の民をして堯舜の民たらしむる」）を抱いて將に越前に旅立とうとする際の精神の高揚が詠い籠められている。

このように解釈したとき、君主の天職を中心テーマとするこの連作の内容をよりの確に理解できるように思われる。とりわけここで詠われている君主像を、小楠は越前藩要路に嘗て提出した「学校問答書」で詳細に説き尽くしており、また来熊した村田氏寿にも情熱的に語ったはずである。つまり小楠の主観に即して言えば、越前藩において小楠が彼の「尹志」を成就する条件は整っていたのである。結論として越前行を目前にした安政五年、「徴恙を得て門を出でざる」際に小楠が「所思」を叙べて「沼山閑居雜詩」を纏めたと推測する所以である。

二 「血統論」について

まづここで取り上げる詩の本文と訓み下しと大意とを示す。

人君何天職 人君 何か天職なる

代天治百姓

天に代わりて百姓を治む

自非天徳人¹⁹

自(苟)くも天徳の人に非ずんば

何以愜天命

何を以て天命に愜わん

所以堯異舜

堯の舜に異る所以は

是真爲大聖

是真に大聖爲ればなり

迂儒暗此理

迂儒此の理に暗く

以之聖人病

之れを以て聖人の病となす

嗟乎血統論

嗟乎 血統論

是豈天理順

是れ豈に天理の順ならんや

〔大意〕 人君は何を天職とするのか、天に代わって人民を治めることである。苟も天の徳を備えた人でなければ、どうして天命に愜うことができよう。聖人帝堯が位を舜に異つた理由は、舜が真に聖人であつたからである。凡庸な儒者たちはこの真理を悟らずに、聖人へ位を譲ること以て聖人の病患であるとしている。嗟乎 血統による君主の世襲、これをどうして天理に順といえようか。

「天職」について、朱子は『孟子集註』「万章 下」に范氏の説を引いて、「位を天位と曰い、職を天職と曰い、禄を天禄と曰う。言うところは、天の賢人を待ちて天民を治め使むる所以にして、人君の専らにし得る所の者に非

ず、となり」と注解している。要するに「天職」とは、賢人を俟つて賦与されるものであり、人為ではなく、超越的絶対者としての「天」に由来することを言うのである。

「天徳」は『中庸章句』（第三二章第三節）に、「苟も固に聡明聖知にして天徳に達する者にあらずんば、其れ孰れか能く之れを知らん」とあり、朱子は「鄭氏曰く、唯だ聖人のみ能く聖人を知るなり」と注している。天に由来し、凡人には計り知れない聖人の徳である。

「天職」の内容は、小楠によれば、「代天治百姓」である。君主の「天職」が、天に代わつて人民を統治すること、具体的には、人民の生活と秩序の安定と道徳の教化にあるとする観念は、『書経』「皐陶謨」（その成立年代は、孔子以後孟子以前と推定されている）にある。ここには「庶官 曠しくする無かれ、天工 人其れ之れに代わる」とあり、『偽孔安国伝』（以下、単に「伝」と記す）に「曠は空なり。位其の人に非ずんば空官と為す。言うところは、人の天に代わりて官を理さむるに、天官を以てして、其の才に非ざるものを私にす可らず、となり」と注し、蔡沈の『書経集伝』（以下、『集伝』と略す）は「曠は廢なり。言うところは、非才を用いて庶官をして厥の職を曠廢せしむべからず、となり。天工は天之工なり。人君の天に代わりて物を理さめ、庶官の治むる所、天事に非らざる無し。苟も一職も或いは曠しからば、則ち天工廢するなり」と注解する。

「堯舜」とは、聖人君主による「天徳」に基づく後継者の選抜を言うのである。周知のように、堯が臣下の四岳及び衆の意見を入れて位を舜に譲ったことは、『書経』「堯典」に説かれている。小楠はここに依拠して、「天徳」による君主の地位の継承を述べる。小楠が君主の世襲制を否認するに当って依拠している『書経』「堯典」の記事を仔細に見よう。ここには次のようである。

「帝曰く。咨^{あま} 四岳、朕位に在ること七十載、汝能く命を庸^{もつ}う、朕の位を巽らん。岳曰く。否徳帝位を忝しめん。曰く。明を明にし側陋に揚げよ。師帝に錫^{こた}えて曰く、鯀下に在る有り、虞舜と曰う。帝曰く。兪^{しゅ}り、予も聞けり、如何。岳曰く。瞽の子、父は頑に、母は鬻に、象は傲る。克^{よく}く諸^{あつ}らぐるに孝を以てし、烝烝として父^{おや}め姦^{いた}に格^{いた}らしめず。帝曰く。我其れ試みん。時に女^にせ。厥^その二女に刑^{のつ}を觀ん。二女を媾^あ納に釐^あ降して、虞に嬪^あせしむ。帝曰く。欽めるかな」。

記事の後半は舜の家庭に関する情報である。主に元田永孚の『書経講義』⁽²⁰⁾により、『伝』および『集伝』によって補い、大意を示せば次の通りである。舜の父瞽瞍は頑愚であり、継母は鬻詐、異母弟の象は傲慢であり、しばしば舜を殺害しようとした。舜は孝を以て仕えてこれらを諧和し、烝烝として進めて彼らをして善を治めて姦惡を為すに至らしめなかつた。帝堯は二人の息女を舜に妻あわせて、舜の夫婦の道が礼に適うものであるかを觀察させた。帝堯は言った。「慎み深く事を行なうわい」。

つまりこの後半は、舜の家庭生活における、朱子学流に言えば「修身齐家」における、「天徳」の検証である。なお「治国平天下」における舜の「天徳」の検証は続く「舜典」で与えられる。その「序」に「虞舜側微。堯之れが聡明を聞き、將に位を嗣がしめんとし、諸難に厯試す。舜典を作る」とある。『伝』は「試みるに治民の難事を以てす」と注解する。

舜の父母と弟の姦惡は『孟子』がしばしば引合いに出して論ずるところである。たとえば「尽心 上」に、舜が天子として君臨し、賢臣臯陶が獄官たる「士」の官職に就いているときに、瞽瞍が人を殺したら、舜はどうするか、という弟子の質問に答えた周知の議論がある。孟軻は言う。舜は天命を受けているからして、天下の法を曲げる訳

にはいかない、これを捕えるだけだ。しかるに舜にとつて天下を棄てることは破れ草履を棄てることと同じ事だ。窃かに瞽瞍を背負つて逃れ、人里離れた海辺に共に暮らして、身を終わるまで欣然として楽しんで天下を忘れるであらう、と。⁽²⁾かくして彼らは、聖人舜の「聖徳」を顕彰するためにその汚名を数千載に亘つて経書と正史に流し続けることになる。聖賢の近親たることも亦難いのである。

『集伝』は、帝堯が二女を舜に妻わしたことについて、「蓋し夫婦の間は、隱微の際正始の道、繋がる所尤も重し。故に人を観るものこそ尤も切と為すなり」と、穿つたようなことを言っているが、ここは『伝』に従つて、「其の法度の二女に接するを觀、家を治るを以て、国を治るを觀んとす」と解釈するべきだろう。なお「法度」については「大禹謨」の『伝』に「法を乗り度を守る、恒有るを言う」とある。結文の「帝曰。欽哉」は、『集伝』は降嫁する二女を戒めた言葉と取っているが、ここも『伝』に従つて、帝堯の舜を嘆賞する言葉と取るべきである。なお、余事ながら、一男に姉妹を嫁す習俗は、古代中国は固より古代ゲルマンやわが国古代にも、神話・伝承あるいは史書にその存在が語られている。

後半の記事は以上であるが、小楠の「血統論」の検討により重要な関連を持つのは前半である。
前半の記事は、次の三つの部分から成る。

一つは、帝堯が老齡に至つて、帝位を臣下の四岳に譲ろうとし、四岳が不徳を理由として辞退したことである。本文の「咨四岳」の「咨」をさきに詠嘆の辞として訓んだが、「四岳に咨う」と「諮問」の意味に訓む註釈もある。「四岳」は「四岳の諸侯を掌さざる官職」とする点で諸註釈は同じであるが、『伝』は「義氏と和氏の四子」とし、『集伝』は「一人」としている。「四岳」は東西南北の名山であるが、『舜典』の『伝』には「泰山・華山・衡山・

恒山」が挙げられている。官職としての「四岳」は、「四方の諸侯を掌さざる官職」と言うに等しい。帝堯が帝位を譲ろうとした事情は、『伝』『集伝』共に、息子の「丹朱」が不肖で、群臣が称さなかつたことを挙げている。ここで敢えて丹朱の不肖に言及するのは、註釈者たちにおける「天徳」原理と世襲原理の葛藤の表現であると言うことができよう。

二つは、帝堯が、明徳の人を明らかにして、微賤の者といえども推挙するように求めたことである。「側陋」は「微賤の人」であるが、「明明揚側陋」については、『伝』は「明らかに明人を側陋に在る者に挙げる」と注している。「明人」とは「明徳」のある人というほどの意味であろうか。『集伝』は「上の明は之れを明頭にするを謂い、下の明は已でに頭位に在る者を謂う」と注している。この場合は「上下貴賤を問わず推挙せよ」の意味になる。

三つは、数多くの人々が側陋微賤の人虞舜を推挙したことである。『伝』に「師は衆なり」と注している。『集伝』も同じ。「鰥」は、周知の通り、『孟子』「梁恵王 下」に「老いて妻なきを鰥と曰い、老いて夫なきを寡と曰い、老いて子なきを独と曰い、幼にして父なきを孤と曰う」とあるが、ここは単に妻のないことを言うのである。

さて、小楠の「堯舜」の詩句の背景が以上の通りであるとすれば、小楠の詩句の背後には、君主の徳は身分の上下貴賤に拘らないとの観念と、「異」ることの背後には衆による推戴が存するとの観念があると考えてよいかもしれない。

小楠が万延元年に福井藩に宛てて書いた「国是三論」で、アメリカ合衆国の大統領制を称賛して、「全國大統領の權柄賢に譲て子に傳へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし政法治術其他百般の技藝器械等に至るまで凡地球上善美と稱する者は悉く取りて吾有となし大に好生の仁風を揚げ」⁽²²⁾と述べていることは能く知られ

ている。言うまでもなくここでは、合衆国の大統領任期制が聖人王堯舜禹の禪讓と彼らの仁政に引照されて称揚されているのであるが、これらに加えてここでは言外に「全國大統領の權柄」が「衆」の推戴に根拠付けられることが含まれていると考えたい。

このような思想を背景に置いて「嗟乎血統論 是豈天理順」が結びの詩句として提示されることになる。

詩句の「血統論」と將軍繼嗣問題との具体的な関わりについては二つの対立する見解がある。圭室は「血統論」を、南紀派が徳川慶福擁立の根拠の一つとした現將軍家定との「血統」の近親⁽²³⁾に対する一橋派からの批判を含蓄すると述べている。⁽²⁴⁾これに対して、松浦は、小楠が將軍繼嗣問題をはつきりと確認するのは、村田が來熊して慶永の慶喜擁立運動を説いてからだという理由で、將軍繼嗣問題との繋がりを読み取ることに消極的であり、むしろ小楠の従来からの思想の流れを重視するべきだと説いている。⁽²⁵⁾

ところで、安政二年から四年に掛けて、柳川藩の立花吉岐と池辺藤左衛門の小楠との書簡の往復と往訪が頻繁にあったことが知られている。そして彼を福井藩の重臣鈴木主税を通して福井藩に推挙したのはこの兩名であった⁽²⁶⁾から、小楠はこの筋を通じて將軍繼嗣問題の展開について情報を得ていたと考えて良い。

慶永が「積年之御持論」たる將軍繼嗣問題について積極的に行動を開始したのは安政三年一〇月である。⁽²⁸⁾しかるに山崎が安政三年一月付けと推定している池辺宛て小楠書簡は、小楠を福井藩に推挙する池辺・立花の提案を辞退しながら、「一橋よりの招請と申候ては、後日或は御相續可被遊天下の大關係に候へば、日本國中何方の者たり共無⁽²⁹⁾二言罷出候事實に當然の道理にて、士君子聊も其身を厭ふ所にては無御座候」と述べている。(福井藩の招請は熊本藩内に支障があつて応諾が難しいが)、一橋慶喜からの招請ならば、將來將軍職相続の可能性があり天下に係

わる事態であるから、誰でも異議なく応じなければならぬであらう、との趣旨である。小楠が慶喜の將軍繼嗣擁立に並々ならぬ関心を持っていることが窺える。彼が慶喜擁立運動についての情報を得るのに、村田の来熊を待つ必要はなかったと思われる。

それ故、前節の私の考証に誤りがあって、もし仮に「沼山閑居雜詩」が、山崎・松浦の考証のように安政四年春の作であったとしても、「血統論」の語句を、將軍繼嗣問題と関連付けて差支えないであらう。小楠が当時の最も深刻な政治上の争点と関係付けずに「血統」の語を用いたと考えるのは、却って不自然である。

しかしやはり、「血統論」の解釈については、「小楠のこれまでの思想の流れ」に注目するべきである。問題は、君主の地位の世襲制、あるいはより広く捉えて、身分の世襲制についての小楠の思想の検討にある。

安政六年前後に小楠が君主制をどのように考えていたのかに関しては、関義臣の後年（ほぼ四〇年後）の証言がある。³⁰ 小楠自身の文章ではなく、またかなり時間的な隔たりのある証言であるから、批判的検討なしに全面的に信を置くことはできないが、まだ紹介されていないように見受けられ、小楠の思想の一端を伺う手掛りになると思っているので、長文であるが煩を厭わず引用する。

抑我朝 天皇ノ大権ヲ往昔頼朝ニ奪ハレ、引続キ北条ト為リ遂ニ徳川氏ニ至ル。遺憾ナガラ又時勢ノ止ムヲ得ザルモノ、而シテ是則チ我 皇室ノ一系万世ヲ伝フル所以ナリ。又皇統ノ尊嚴ヲ天壤ト俱ニ維持スル所以ナリ。斯ク大勢ノ馴致シタル今日ニ於テ、幕府ヲ倒シ大権ヲ 朝廷ニ復旧シ 天皇ノ御親政ヲ希望シ実行センナド云フモノハ、今日ハ思ヒ寄ラザレトモ、恐ナガラ太平ノ末路将来ニ其必無ヲ保スヘカラズ。然リ而シテ是レ言フベク行ハルベキ

ニ非ズ。反テ偶々一系万世ヲ伝ル 王室ノ御威稜ヲ傷ケ奉ルモノナリ。

恐多クモ之ヲ大丸屋ノ呉服商ニ贖フルニ大丸ノ家政ハ番頭ニ在リ、若シ家政ヲ誤リ、又ハ家政ヲ整理スル能力ナキ番頭出レバ、番頭其人ヲ交替スルニ止ルナリ、大丸主人ハ依然タル大丸主人ナリ。即チ其ノ家ノ盛衰ハ番頭ニ在リテ主人ニ干渉セザルナリ。故ニ大丸ノ家ハ百世連綿其名ト共ニ存スベシ。若シ然ラズシテ大丸主人カ自身親ラ家政ヲ執リ商事ヲ主宰スルニ至ラバ、非凡ノ人物ナレバ格別ナリ、凡庸ノ主人ニ逢ヘバ大丸忽チ衰亡スルハ數ノ免レザル所ナリ。

乍恐我 皇室モ亦此ノ如シ。 聖躬親ラ大勢ニ干渉遊バサレズ。即チ大権以外ニ立セラレ、勿体ナクモ要スルニ皇室ハ即チ神聖無上ノ一ノ神様ト為リ、世ノ尊敬ヲ受ケサセラルルナリ。天下ノ政事ハ番頭即チ武門ニ御委任セラレ、カ故ニ、皇統一系天壤ト同ク聯綿無窮ニ伝ルヲ得ルナリ。若シ武門其人武力ナク文徳ナク否運ニ属スレバ、其人ヲ交替スルニ止マル。不祥ノ言ナレドモ徳川氏亡フレバ又相当之ニ代ル武門ノ人興ルベシ。 豈 皇室ニ影響ヲ及スヲ憂ンヤ。

請フ反顧セヨ、唐土ノ如キ三代ト為リ漢トナリ三国トナリ晋及隋ト為リ唐ト為リ宋ト為リ明且清ト為ル。是レ則、帝王政ヲ親ラ為シ大権ヲ一身ニ荷フ故ニ、其ノ興亡ヲ免レサルノ实例ニ非ズヤ。亦数理上欺クベカラザルヲ見ルベシ。

此故ニ輓近元弘復政ノ轍ニ倣ヒ勤王ヲ唱道シ幕府ヲ傾ケ大政ヲ奪ヒ之ヲ 皇室ニ復旧センナド謂フ如キアラバ不学無術ノ致ス所、苟モ上下三千年ノ歴史ヲ讀ミ相当ノ知識ヲ具ル君子ノ與ニ言フベキモノニ非スト云々。

「大丸ノ家政」と「番頭」の責任との比喩は、極めて具体的なアクチャリティーを持つてゐるから、関の創作とは考えられず、小楠のものと考えてよい。とすれば、論旨は概ね小楠の説いた通りと考えられる。ところで小楠は、ここでは天皇の「一系万世ヲ伝」えた理由をその非政治性と、これに伴う政治的責任からの解除とに求め、これを積極的に評価して、天皇の政治的活性化を図ろうとする「勤王」論（幕府ヲ倒シ大権ヲ 朝廷ニ復旧シ 天皇ノ御親政ヲ希望シ実行センナド云フモノ）を退けている。ここではしかしその限りでの天皇の世襲制を容認しているように見える。それではこのことと関の次の証言とはどのような関係にあるのだろうか。

凡執政者ノ世襲ハ随テ必ず弊ノ生ズルモノ、天意民心ニ反スト云フベシ。為政者短期ニシテ交代スレバ腐敗ノ生ズル弊モナク、時ヲ追テ空気ヲ新ニシ改善ノ政ヲ出ス、即チ民意ニ適フベシ。和聖東ノ四年期交代ノ旨趣ヲ推究スレバ、五千年前ノ聖人ノ旨意ト符号セリ。堯ハ舜ニ譲リ、舜ハ禹ニ伝フ。夫レ人子孫ノ必ず賢明ナルヲ出スニ非レバ、政ヲ子孫ニ私セズ。即チ此レ天意ヲ体シ民意ヲ重ンズルモノ也。

我国武門ノ政モ腐敗スレバ天モ不許民モ不服、自然ト交代シテ政権ヲ執ルノ習慣ト為リタルガ如シ。頼朝以来今日迄武家ノ替ル替ル大権ヲ執リシハ短期ニハ非ズ、長期ナルモ、強テ推究スレバ自然ト交代スルノ習慣ハ和聖東又堯舜禹ト自ラ同一ニ出タル如キト見ルモ可ナリ。人君ノ世襲ハ天意民心ニ適セザルナリ云々。

ここで小楠が「人君ノ世襲ハ天意民心ニ適セザルナリ」として否定しているのは、「執政者ノ世襲」であることに注意するべきである。そして「執政者」の意味するところが、「番頭」であつて「大丸主人」でないことは具体

的に「我国武門ノ政」の交替を例示している所からも明らかであろう。そしてこの事例と「和聖東ノ四年期交代ノ旨趣」と「堯舜禹」の禪讓とが「執政者ノ世襲」と同一レベルで論じられることになる。要するにここでは小楠は、天皇の權威を *de facto* のものとして容認し、「神聖無上ノ一ノ神様ト為リ、世ノ尊敬ヲ受ケサセラルル」存在として、政治の世界から切離そうとしているように見える。「血統論」が否認されるのは、「番頭」についてであつて、さしあたり「大丸主人」についてではないと考えて良い。そして「大丸主人」の存在の正当性についての積極的な判断は留保されていると解して良いように思われる。あるいは少し踏み込んで推測するに、関の伝える小楠の口吻から察するに、小楠は、孔子が鬼神に対したように、「敬して之れを遠ざけ」ようとしているようにも見えるのである。要するに、ここで小楠が否定しているのは、端的に將軍職の血統を根拠とする世襲制と解すべきである。

先にも指摘した通り、右の文章は小楠本人のものではなく、しかも四〇年というかなり長い時間を経た後の回想であるから、その内容を直ちに全面的に小楠の思想そのものとみなすことは危険である。とはいえ関の記述が爲にするものであつたとは考えられない。関は、「嗚呼横井先生ノ此論旨ニ至リテハ晩学義臣ノ所見ト全ク大反対ニシテ、国体上ニ関シテ万々服従スル能ハザルナリ」、それ故小楠のもとを去つて他國に遊學した、と書いています。それ故、関の証言は小楠を顕彰する意図を持った発言ではないこと明らかである。とはいえまた一八九七年の時点で関が故らに小楠を貶刺しなければならぬ理由も見出せないのである。つまり関の動機の間からこの証言の信憑性を疑わなければならぬ理由はないと言える。ところで関の証言の動機がいづれであれ、これが小楠の安政六年頃の福井における言動を比較的正確に伝えるものであることを推測させる材料が小楠の側にある。現実の藩主・大名に対する小楠の具体的なスタンスの執り方である。

現実の君主に関する問題はあからさまに論評することが難しいテーマであるから、小楠の直接的な言及を著作の中から拾い挙げることは困難であるが、例えば、小楠は、將軍継嗣問題にコミットする松平春嶽を評して、「越公天下に御懸りは世子之事も何もかも先一切御見合被成度御事に奉存候。第一越公十分に御見識相立天下第一等之御身と御成り被成不申ては何事も無用に相成、却て弊害を引き起し可申、今日之処御一己御修養のみにて其外は総て御さしやめ、何事も御手を被出候儀御無用に奉存候⁽²¹⁾」と述べている。つまり慶永が「御一己御修養」によって「天下第一等之御身」となって、「十分に御見識相立」までは、將軍継嗣問題を始めとする国内問題に係わることは一切無用だといっているのである。

君主の徳についてこのような過剰な理想主義を掲げることによって、小楠は、「天皇」を「神聖無上ノ一ノ神様」として政治の世界から切り離して、「武門」を現実の「天下ノ政事」を担当する「執政者」として位置付けたのと同様に、藩政のレベルにおいては藩主・大名層を政治の世界から切り離そうとしていたのではなからうか。徳による禪譲を理想として「人君ノ世襲ハ天意民心ニ適セザルナリ」とする立場を、天皇制を含めた幕藩制的主従制と折り合わせるものとして、これは最も現実的な方法であったかもしれない。

尤も、関のこのような証言とまったく背馳するように見える証言もある。隠居中の松平慶永は当主の茂昭を訓戒した書簡に、小楠が「国政を紊乱する義も多々有之」と評して彼について次のように述べている。「第一君君たらずとも臣臣たるの道を尽すと云へり然るを不才庸劣なればとて是を閉蟄せしめて他より養子としてその主を新たに国家を治むるか君職なり治むること不能れば君といへとも君ならず臣在ての君なり左すれば社稷国家には難換候故君を閉蟄して成とも国家を保つ事肝要なりといふ儀は毎に入耳聴候義便君臣の紀綱紊乱之端緒を開けり」、「此説

よりして 朝廷 幕府之上にも致関係軽蔑 朝廷侮慢 幕府之説頻に起り 幕命參府之事有之候をも越前守之東行を拒絶する類は不他皆此名分説を誤り候より起原いたし候事³²顯然」。

ここでは君主の襲位の原理ではなく、統治責任の帰着としての廃立が問題になっていて、両者は理論的には別の問題であるが、慶永の証言が仮に小楠の言論を正確に伝えるものと前提して、彼の批判の問題点は二つある。一は君臣関係に関する彼の観念と同時代人の観念との隔たりの有無であり、二は慶永の小楠批判の直接の契機となった、福井藩の政治的対立の問題である。

第一の点については、不徳無能の君主は「閉蟄」すべしとの主張は、小楠の「尹志」に由来すると言えるかもしれない。しかし他方、「社稷国家」を「藩」あるいは大名領国と理解すれば、政治的共同体としての「社稷国家」の存立しないしは家臣団の共同の利益の擁護のために、無能有害な君主は「閉蟄」せしめ、あるいは交替せしめなければならぬとの観念は、前福井藩主松平慶永にとっていかに受け入れ難いものであったとしても、幕藩体制期以前に遡って戦国大名の成立期以来の歴史を持つ、君臣関係についての有力な観念の一つであったことを指摘しておかなければならない。

戦国大名毛利家の重臣志道広良の「言上状」の「大将を御立候方々さまは、忠否をわけられ、賞伐の二つを御行候はてはと存候、乍(去)賞のかたをは厚く、伐のかたをはうすく可被仰付候か、君は船、臣は水にて候、水よく船をうかへ候事にて候、船候も水なく候へは不相叶候³³」は、よく知られている。この文言は、家臣団あつての大名権力であることの率直な表明である。

そしてこの家臣団の意識に対応する大名側の意識は志道の主君である毛利元就の「惣別主人の内之者をうしなひ

候事は、其主人の無器用故之候、器用候而、内之者をうししない候事はなき物にて候⁽³⁴⁾、家臣団の忠誠を繋ぎ留めるのは主君の能力（「器用」）である、との言葉に示される。この二つの意識の相互関係の中で、下剋上（言うまでもなく、能力による最もドラステイックな君主の廃立である）と戦国大名権力の拡大過程が展開することになる⁽³⁵⁾。

またこうした観念は、当事者の主観的真實性の度合いは区々であったにしても、江戸時代になると儒学的な潤色を加えられて、時には大名自身によって表明された。そのもつとも簡明な表現の一は上杉治憲の「伝国の詞」であろう。それは次の三条である。「一、国家は先祖より子孫へ伝候国家にして、我私すべき物には無之候。一、人民は国家に属したる人民にして、我私すべき物には無之候。一、国家人民の爲に立たる君にして、君の爲に立たる国家人民には無之候⁽³⁶⁾」。

「伝国の詞」は世襲制を前提にしており、また徳による君主の廃立をも問題としないが、笠谷によれば、近世大名家において、家臣等による無能有害な主君の幽閉と強制的な隠居―廃立（「押込」）慣行が存在していた⁽³⁷⁾。そして、治憲自身、藩政改革に当って、反対派重臣による廃立の危機に立たされたのであった⁽³⁸⁾。なお、この事件の発端となった反対派重臣七名連署の意見書は、一万六千字を優に越える、治憲とそのブレインの改革路線に対する猛烈たる弾劾の書である⁽³⁹⁾。して見ると、鷹山の「国家人民」とその利害とが君主に優先するとの観念は、有害無能な君主は廃立されねばならぬとの観念に裏打ちされ、藩権力構造の現実において、主君「押込」慣行によって実効性を担保されていたと言うことができる。この意味で「伝国の詞」は、慶永が伝える小楠の観念と通底するはずである。

小楠批判の第二の点は、前年文久三年の福井藩における、藩主参府延期・挙藩上京論とその挫折を廻って生じた

国論の分裂を直接の動機として為されたものであり、この書簡の直前に推進派の家老本多飛驒・松平主馬以下数名が、「在職中臣子之名分を致忘却不容易儀共及妄議候段重々不屈至極」などの罪状によって処罰され、小楠も文久三年夏には最終的に帰郷している。背景にある事情は省略するが、多分に観念的であり儀礼的でもあった朝廷（天皇）・幕府（將軍）・藩（大名）の三極を廻る武士層の伝統的な忠誠意識の優先順位が、幕末の政治状況の流動化と朝廷の政治化によって混乱したこの時期に、具体的な政治行動が、例えば慶永にとって、右の伝統的な優先順位に背反したと考えられたとしても、そのことを以て直ちに客観的に見て、小楠が君主の世襲制一般を否認したと結論付けるのは、証拠不十分である。

また、この時の藩主参府延期論を以て、小楠が公武合体派から討幕派へ転換したとする意見があるが、性急に過ぎるのではあるまいか。例えばこの後小楠は第一次長州戦争を是認し、「幕威主張之輩」が退けられ、將軍の「御英断」によって「長州御親征被仰出」、將軍が「姫路迄御動座」の予定であるとの情報（この情報は、事実と相違している部分があるのだが）を門弟に報じて、「誠に以恐悦至極万々太平と御神酒を御上げ可被成候」と、幕府の措置に満腔の賛辞を呈している。⁽⁴³⁾

最後に「血統論」に関連して、先に見た「明明揚側陋」との関連で、身分制についての小楠の考えを見ておく必要があるが、この問題に関係する小楠の発言は必ずしも多くない。先に引用した、小楠が万延元年に福井藩に提出した意見書「国是三論」の「(天)富国論」の中で、アメリカ・イギリス・ロシアの政治を紹介して、「殆三代の治教に符合するに至る」と称揚していることは良く知られているが、そこでアメリカの大統領制について「君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし」ていると述べているのは、身分制の否定を含蓄しているようにも見える。し

かし同じ意見書の「(人) 士道」で治者としての武士を論じて、「武家に生る、者は胎内よりの武士にして、物の心をすれば即武士たる事を知るのは習氣の自然」であると言ひ、「凡人と生れては必父母あり、士となりては必君あり。君父に事るに忠孝を竭すべきは人の人たる道なる事を知るは固有の天性にして教を待て知るに非ず」と言ひ、また「今の君臣才徳たとへ三代に及ばずとも、⁽⁴⁾ 治教は三代を目當とするの外なければ君相共に文武の道の離るべからざるを鉢認」するべきである、と述べているのは、治者としての武家身分を中核とする身分制とそれを支える道德綱目の全面的な肯定であるように見える。

しかしいま小楠の身分制についての議論を詳細に検討する余裕はない、別稿を期したいと思う。

以上要するに、小楠の「血統論」は將軍継嗣問題を強く意識したものであり、小楠の主観において、天皇を始めとする現実の君主の世襲制を否定する意図に出るものではなかつた。更にまた、幕藩体制における現実的な可能性としての無能な君主の廃立すら主張しようとするものでもなかつた。端的に言へば、この詩は、「執政者」としての將軍職が「血統」によるのではなく、「天徳」と「衆望」とによつて襲位さるべきことを主張するに止まるものであつた。しかしこの詩は、彼にその意図があつたか否かは別にして客観的には、極めて挑発的であり、挑発的文章の常として著しく説明不足であつた。かくしてこの詩が、騒々しくも、彼の主観を超えて君主世襲制の否定と受け取られ喧伝されたとき、彼はフアナティックな反動の刃に倒れることになつたのである。

(1) 山崎『遺稿』 八八〇—八八一頁。

山崎『伝記篇』 三五二—三五三頁は、連作作成の事情についての考証、この七首の大意と写本の一つに元田永孚が付

した批評などが紹介されている。

- (2) 山崎正董「横井小楠年譜」 山崎「遺稿」 一二六七頁。以下、小楠に関する日付は右の「年譜」による。また一八七三年一月一日以前については、旧暦を使用し、元号を用いる。史料上の制約によって、月日の考証の際に、グレゴリウス暦に換算できない場合があるからである。

- (3) 山崎「伝記篇」 三三五頁、松浦玲「横井小楠」(朝日新聞社 一九七六) 一四一頁・二八六頁註(8)。

- (4) 山崎「伝記篇」 三三三頁。

- (5) 松浦 前掲書 二八七頁。

- (6) 両条 横井小楠「学校問答書」 山崎「遺稿」 四頁。

小楠のこのような三代観は、小楠自身が別の詩で述べているように、「書経」のとりわけ「二典三謨」に由来する。ここには、堯・舜・禹が四岳を始めとする諸臣に謀り意見を徴する「帝曰く、四岳に咨う」、帝曰く、吁咈れる哉(『伝』に「凡そ吁と言う者は、帝の意とする所に非らず。咈は戻なり」とある)、「帝曰く、兪り。禹に咨う」、帝曰く、往け欽め哉、「惟時を懋め哉」などの文言が頻出する。

また、「道の行れ候所は朋友講学の情誼」は「易」「兌卦 象伝」に「麗なる沢あるは兌なり。君子以て朋友講学す」とあるのに基づく。「この卦は沢が二つ連なっている。二つの沢が水脈を通じて、相互に潤し合っている。君子はこの卦に象どり、朋友と互いに議論を交わし学習することによって、相互に裨益し合う」の謂である(本田濟「易」新訂中国古典選「朝日新聞社 一九七五」 四二九頁)。

- (7) 山崎「遺稿」 八七九頁。

- (8) なお、この時の小楠の帰郷は弟の急死によるもので、四月には再び福井に出立している。

(9) 以上 元田永孚「還暦之記」 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷(元田文書研究会 一九六九) 七〇頁。
元田の詩は、元田の付した訓点に従って訓み下した。

なお、この「三晝夜ノ会宴」の様子は、元田が盟友の荻角兵衛に送った書簡にも詳細に報告されている(山崎『遺稿』九一四—九二一頁)。またこの書簡で元田は「小生此節歸郷之作を稱譽仕候事に御座候、拙作も左に録呈、入御笑覧申候」として、自作二首を認めているから、小楠と元田との間に漢詩の応酬があったことが伺える。

なお右の二首のうち一首が、字句を若干変えられ、「還暦之記」に「余カ先生ノ帰省ヲ喜フノ詩ヲ賞シテ時々吟誦シ越人モ傳唱スルニ至レリ其詩ニ云」として引かれている。詩は「沼山ニ閑臥シテ年ヲ識ラズ。始メテ明主ニ逢テ一タヒ天ヲ談ス。帰り来テ復沼山ノ月ニ対シテ。笑テ棹サス煙波ノ舊釣船」(元田 前掲 七〇頁)である。

(10) 元田の自注によれば、この詩は、藩政府が旧習に捉われて時流を知らず、「微々初弦ノ月ノ如ク而シテ又秋風蕭索ノ時運トナルヲ慨嘆」し、「一国ノ第一流」の人物が世子の扶翼となって「国本ヲ固スル」べきことを述べたものである(同右 七〇—七一頁)。またこのことから「秋」が作詩の時節ではなく、比喩的な含意で用いられていることが知られる。

(11) 元田の詩に和韻した小楠の詩は次の通り。「浮雲無地不関愁。何事就中最係憂。日月失明暗天地。華夷誰辨絶春秋。良図豈勿御群虜。一令未聞施列州。光景如斯真寂寞。任地屈曲水横流」。試みに訓み下せば、「浮雲愁に関せざる無し。何事か中に就きて最も憂に係る。日月明を失い天地暗く。華夷誰か辨せん春秋絶ゆ。良図豈に群虜を御する勿からん。一令の未だ列州に施さるるを聞かず。光景斯の如く真に寂寞。さもあらばあれ屈曲して水の横流するを」となるうか。韻は「憂・秋・州・流」である。

(12) 元田「還暦之記」 前掲書 六二頁。

(13) 同右 六三頁。

- (14) 同右 六三―六四頁。
- (15) 「伊尹之志」を「尹志」と縮める用例は見当たらない、元田に独特のものであろう。
- (16) 『孟子』からの引用は、小林勝人訳註『孟子』（岩波文庫）による。
- (17) 『史記』『殷本紀』にこの件りは次のように記されている。「帝太甲既に立ちて三年、不明暴虐、湯の法に違わず徳を乱す。是に於いて伊尹之を桐宮に放つこと三年、伊尹政を撰行して国に当り以て諸侯を朝す。太甲桐宮に居ること三年、過を悔い自責して善に反える。是に於いて伊尹迺ち帝太甲を迎えて之に政を授く。帝太甲徳を脩め、諸侯咸な殷に帰し、百姓以て寧んず」。
- (18) 拙稿『小楠堂詩草』註釈(一) 『法政理論』第二卷第四号(一九九〇) 参照。
- (19) 第三句の「自」は、「非」と連携して「苟も」と読み、第四句を反語と読み取るべきように思う。諸橋『大漢和』は「左傳」「成公一六年」の「唯だ聖人のみ能く内外患無し、聖人に非らざる自りは、外寧ければ必ず内憂有り」を引いて、「よりは」と読み、「左傳」の同じ箇所についての『經傳釈詞』の註釈(「自、猶苟也、成一六年左傳曰、自非聖人、外寧必有内憂、言苟非聖人也」)を引いて、「いやしくも」と読んでいる。小楠書簡に「自非聖賢功名之欲動かざること不能」(山崎『遺稿』一三三五頁)の一節があるが、こども「いやしくも聖賢に非ずんば」と読むのであろう。
- (20) 前掲『元田永孚文書 第三卷』一三三頁以下。
- 元田の講義は一八八〇年代に同志者に向けて自宅などでなされたものの筆記記録である。元田は概ねは『集伝』に拠っている。所々に小楠の『書経』解釈が紹介されている。
- (21) どう見ても、これは本筋を逸脱した議論のための議論である。荻生徂徠が、子思・孟子以降の儒家は諸家との論争によって自ら道を小にした、と述べる(『弁道』)のはこのような側面についてでもあろうか。

『先哲叢談 前編』が伝える山崎闇斎の逸話は、本筋を逸脱していることで孟子のそれに似ている。闇斎が嘗て弟子たちに質問した。いま中国が孔子を大将とし、孟子を副将として、騎兵數万を以てわが国に攻めて来たならば、孔孟の道を学ぶ我々はいかに行動するべきかと。弟子たちは皆答えることができなかった。闇斎は言った。吾が党の士たるもの身に甲冑を鎧い手に剣を取ってこれと一戦し、孔孟を擒にして国恩に報ずる、これが孔孟の道である、と。

『先哲叢談 前編』の著者はこの逸話の後日談をさり気なく誌している。そしてこの後日談こそ著者原念齋の真に書こうとしたことであろうと、私は私に推測しているのである。闇斎の議論に大いに蒙を啓かれたと感じた弟子が後に伊藤東涯を訪ねて談ここに及び、「吾が闇斎先生の如きは聖人の旨に通ずと謂うべし。然らずんば、安んぞ能くこの深義を明らかにし之れが説を為すことを得んや」と、闇斎への敬慕の心情を披瀝した。東涯は「微笑」して応えた。「子よ、幸いに孔孟の我が国を攻むるを以て念と為すなかれ。予其の之れ無きを保す」と。

東涯が「苦笑」あるいは「失笑」せずに「微笑」したのは、同じ『先哲叢談 前編』の著者が「東涯、経術湛深、行誼方正。粹然たる古君子なり」と評した、彼の人柄の善さであるが、私は東涯の温雅な平衡感覚に与りたい。孟軻先生も「微笑」して「子幸不以瞽瞍之殺人爲念。予保其無之。」と応えれば済んだのである。

(22) 横井小楠「国是三論」（二八六〇） 山崎『遺稿』 三九一四〇頁。

(23) 周知のように、將軍家定の継嗣として、一橋派は「英名・年長・衆望」を根拠として一橋慶喜を推したのに対して、南紀派は家定の甥である紀州藩主徳川慶福を血統の近親を根拠として推した。

(24) 圭室締成「横井小楠」（吉川弘文館『新装版』 一九八八） 一二四頁。

(25) 松浦「横井小楠」 二八七頁註（8）。

(26) 山崎『伝記篇』 三六九頁。

- (27) 中根雪江『奉答紀事』(東京大学出版会 一九八〇) 一九三頁。
- (28) 日本史籍協会叢書『昨夢紀事 二』(東京大学出版会 一九八九) 一八頁以下。
- 尤も、慶永は既に將軍慶家発喪の日である嘉永六年七月二日に、一橋慶喜將軍継嗣擁立を、島津斉彬に内議している。
- (29) 横井小楠書簡 安政三年一月一九日付池辺藤左衛門宛 山崎『遺稿』 九五九頁。
- (30) 関(もと、山本龍一郎、慶応三年に関義臣と改名)は福井藩士で、安政六年の小楠の二度目の來福の際に彼に師事した。維新後、主に地方官および司法官として立身し、一八九〇年大審院検事局次席検事となっている。以後徳島県知事・山形県知事などを歴任した。この間一八九七年一月に貴族院勅選議員に選ばれている。
- 以下の記事は、『故男爵関義臣 第一号履歴撮要並免獄記事』(私家版 一九二三 三一―三五頁)による。引用に当って、適宜段落を切り、句読点を施した。
- 私の手持ちの本は、奥付の前三葉が切り取られていて、この部分の内容を知る手立てはないが、本文は「明治四年二月」迄の記事で終わり、最後の三行が「履歴書撮要附免獄記事終／明治三〇年三月 関義臣／附第二号履歴明細書ハ將來時々閑テ儉テ稿ヲ起サントス」と結ばれている。「第一号履歴明細書」は結局書かれなかつた模様である。
- なお、一八九七年五月付大隈重信宛の関の履歴書と参考書が、大久保達正監修『松方正義関係文書 第二二卷』(大東文化大学東洋研究所 一九九二)に収録されている。当時、大隈は第二次松方内閣の外務大臣兼農商務大臣であった。この時の履歴書提出は、日付から見て、関の貴族院議員勅選に関係があるのかもしれない。本文に引用する部分は、右の「松方正義関係文書」所収の履歴書と部分的に重複するところがある。
- (31) 横井小楠書簡 安政四年五月二五日付池辺藤左衛門宛 山崎『遺稿』 二四八頁。
- (32) 日本史籍協会叢書『続再夢紀事 二』(東京大学出版会 一九七四) 四二五頁。関字はそのまま残した。

- (33) 『大日本古文书 毛利家文书之二』(帝国大学史料編纂掛 一九三二) 二二七頁。
- (34) 同右 二六〇頁。
- (35) 室町戦国期の大名権力の成長過程と家臣団の成立ならびに一味同心・一揆を媒介にした両者の相互関係については、勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書 一九八二)、同『戦国法』(同『戦国法成立史論』[東京大学出版会 一九七九]所収)、石井紫郎『中世と近世のあいだ』(同『日本人の国家生活』[東京大学出版会 一九八六]所収)など 参照。
- (36) 『日本思想大系 近世政道論』(岩波書店 一九七六) 二二八頁。
- (37) 箕谷和比古『主君「押込」の構造』(平凡社 一九八八)。
- (38) 池田成章『鷹山公世紀』(私家版 増補再版 一九二四) 一三六―一三八頁。
- (39) 同右 一〇六―一三六頁。
- (40) 前掲『統再夢紀事 二』 四三―四四―四三頁。
- (41) 同右『統再夢紀事 二』(四〇―九三頁)、元田『還暦之記』(前掲書 八七―九二頁)、山崎『伝記篇』(七一―九一―七五七頁)など 参照。
- (42) 大江志乃夫『熊本藩における藩政改革』 堀江英一編『藩政改革の研究』(御茶の水書房 一九五五) 五一頁。
- (43) 横井小楠書簡 慶応元年五月二日・七日・一三日付岩男俊貞・野々口爲志宛 山崎『遺稿』 四五三―四五七頁。
- (44) 前掲『国是三論』 山崎『遺稿』 五二―五六頁。